

## 男女共同参画用語にチャレンジ

# この言葉知っていますか?? この言葉知っていますか??

### ☆ ステップ1

1985年に制定され、職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止や、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた法は何でしょうか？

### ☆ ステップ2

「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることを何と言うのでしょうか？

### ☆ ステップ3

固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性がほとんど配置されていない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者間に生じている場合に、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組のことを何と言うのでしょうか？

### ☆ おまけ

日本の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、出産・子育て期に離職する女性が多いことから30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代前半が山の形になることを何と言うのでしょうか？

答え：①男女雇用機会均等法 ②ワーク・ライフ・バランス  
③ポジティブ・アクション(積極的改善措置) おまけ：M字カーブ